

地域密着型サービスの概要について

1. 地域密着型サービスとは

- 地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域での生活を継続できるようにするためのサービスであり、介護保険法において9種類のサービスが示されているところ、現在、草津市では裏面の7種類のサービスが利用可能です。
- 他の介護保険サービスが県の指定であるのに対して、地域密着型サービスならびに地域包括支援センターや居宅介護支援事業所については市が事業者の指定や指導・監督を行っています。
地域包括支援センターや居宅介護支援事業所は介護サービスの利用計画を作成する立場でもあることから、この委員会では地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の指導についてもご意見を頂戴したいと考えています。
- また、日常生活圏域ごとに必要な数量を介護保険事業計画に定め、地域のサービス基盤の均衡を図りながら、計画的に整備を進めています。

2. 草津市の地域密着型サービスの特徴

- ①原則として、草津市の被保険者のみがサービス利用可能であり、指定・指導監督の権限は保険者である草津市が有しています。(複数の市町村から指定を受けることで、隣接市町村などの被保険者の利用も可能になります。)
- ②サービスごとに必要整備量を介護保険事業計画(あんしんいきいきプラン)に定めており、これを超える場合には事業所は指定を受けることができません。(数量規制は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ)
- ③利用者と事業所の職員がなじみの関係を築けるよう、小規模(小人数)のサービス形態となっています。
- ④地域住民や地域の自治会などと良好な関係を築くように運営基準で定めていることから、利用者と地域との交流(住み慣れた地域での交流)が生まれています。

3. 草津市の地域密着型サービスの特徴

市町名	地域密着型 通所介護	定期巡回・ 随時対応型	小規模 多機能	GH	認知症対応型 通所介護	看多機	地域密着型 特養	地域密着型 介護付き有料	夜間対応型 訪問介護
草津市	16	1	9	7	1	1	5		
大津市	96		14	42	11	2	4		
守山市	19	1	4	7	4		4		
野洲市	17	1	1	3	1		2		
栗東市	9	1	3	3	2		1		

○近隣他市と比較すると対象者数に比べて小規模多機能型居宅介護が多い。

○地域密着型の特養(介護老人福祉施設)が多い。

○看護小規模多機能型居宅介護が整備されている。

などの特徴があります。

4. 地域密着型サービスの種類

サービスの種類	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (要介護1～5の人)	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うもの。 1つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する(一体型)か、あるいは訪問看護事業所と緊密な連携を図って実施します(連携型)。
(介護予防)認知症対応型通所介護 (要支援1・2、要介護1～5の人)	認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、事業所に通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもの。
地域密着型通所介護 (要介護1～5の人)	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、事業所に通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもの。(通所介護事業所の内定員が18名以下の通所介護事業所)
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 (要支援1・2、要介護1～5の人)	①居宅で、またはサービスの拠点への②通所や③短期宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするもの。登録された利用者(定員29人以下)を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するもの。
看護小規模多機能型居宅介護 (要介護1～5の方)	医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するもの。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (要支援2、要介護1～5の人)	認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則要介護3以上の方)	できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。

以下は草津市で整備していないサービス種別

夜間対応型訪問介護 (要介護1～5の人)	要介護者に対して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、夜間に定期的な巡回または随時の通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるように援助するもの。
地域密着型特定施設入居者生活介護 (要介護1～5の人)	要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、地域密着型特定施設(一定の条件を満たした有料老人ホーム等)で能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。